# 「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ（H24秋協議）

様式2

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 担当省庁・担当課 | 根拠法令 | 【最終】担当省庁の見解<br>（A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討） | | | | 【最終】指定自治体の回答<br>（a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れられない　d：その他） | | 内閣府記載欄 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等　（※注：指定自治体の回答中、「対応」について…a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れられない　d：その他） | 内閣府コメント | 内閣府整理<br>Ⅰ～Ⅳ |
| アジアヘッドクォーター特区 | 公開空地等における建築物整備に係る超高層ビル本体への現行建築基準法適用除外（既存遡及） | 1525 | 新宿副都心エリアの超高層建築物は特定街区や総合設計制度によって整備され、各街区には広大な公開空地等が存在する。その公開空地等を活用して、喫緊の課題であるエリア全体の防災性の高度化、環境性能への対応を早期に実現するため、分散型電源設備、災害時における医療救護施設、帰宅困難者等を収容できる大屋根等の整備を計画している。しかし、公開空地等の地下には既存超高層建築物の躯体があり、外観上独立して整備する場合においても、増築として取り扱われ、既存超高層建築物への現行建築基準法への遡及適用が求められる。また、新宿副都心エリアにおいては、旧建築基準法第38条に基づく大臣認定を取得している超高層建築物も多い。<br>そこで、公開空地等における新たな施設整備に伴う既存超高層建築物への遡及適用（いわゆる、「既存遡及」）に関する規制緩和を要望する。<br>【既存遡及の規制緩和措置】<br>―公開空地等における新築建築物が、外観上既存建築物と独立し、地下躯体で接する場合において、既存建築物からの距離があるなど一定の要件を満たすものについては、防火、避難上も独立することで、その負荷が既存建築物に及ばないということを前提としても、構造耐力についての遡及適用が存在するため、次のとおり、規制緩和措置を要望する。<br>既存建築物については、建築基準法第20条に定める構造耐力の基準に適合するよう検証を行うが、このうち、風圧に関する基準については、新築建築物が低層で独立しており、既存建築物に対する影響を及ぼさないことから、検証の対象とはしないこととする。<br>―今回の規制緩和によって、BCP・DCPの確保を早期に実現することができる。更には、今後の既成市街地における機能更新のモデルともなり得る。現在、新宿副都心エリアにおいては公開空地等への施設整備が具体的に計画されている。また、その他複数街区が連携したBCP等に寄与する公開空地等の改良・活用についての検討も行われている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 | 建築基準法第86条の7<br>建築基準法施行令第81条第1項、第137条の4、第137条の14<br>昭和44年建設省告示第1728号<br>昭和45年建設省告示第1833号<br>平成12年建設省告示第1461号 | F | ― | 速やかに検討開始。結論を得られ次第措置。 | ⅰ）現時点で指定自治体の提案どおりに規制改革に着手できない理由<br>まずは、具体的に増築等を検討している既存超高層建築物を対象にして、風圧力に対する構造安全性や防火・避難安全性等の必要な安全性能が確保されているか技術的に検証を行う必要がある。<br>ⅱ）現時点で条件提示または代替案を提示できない理由<br>風圧力に対する構造安全性や防火・避難安全性等の必要な安全性能が確保されているかが明らかではないため、具体的に増築等を検討している既存超高層建築物を対象にして技術的に検証を行う必要がある。<br>ⅲ）検討する際の論点<br>具体的に増築等を検討している既存超高層建築物を対象に技術検証を行い、必要な安全性能が確保されているかが論点である。<br>ⅳ）検討の方向性<br>検証の結果、安全性能を満たしており、現行規定で増築等が困難な場合には、増築等を可能とするために規定の見直しを検討する。なお、規定の見直しは、特区地区に限って行うことは不合理であり、全国対応で行う。<br>ⅴ）検討の場・方法<br>省内で検討する。 | b | ・安全性能の確保についての技術的な検証を行い、増築等を可能とするために規定の見直しを検討することについては了解する。<br><br>・当エリア内における既存超高層建築物を対象とした、構造上、防火・避難上の安全性等の必要な安全性能の検証などにあたっては、積極的に協力したいと考えており、検討の過程においては、意見を聴取する機会を設けることをお願いしたい。<br><br>・喫緊の課題であるBCP施設等の整備が実現するよう速やかな検討をお願いしたい。 | 国土交通省は自治体が要望する既存遡及の規制緩和について、実現に向けて速やかに検討を開始するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し国土交通省は、スケジュールを示した上で、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国土交通省と改めて協議を行うこととする。 | Ⅱ |
| グリーンアジア国際戦略総合特区 | 都市環境インフラビジネスの整備に向けた資金調達に係る支援措置（JBIC融資制度における小規模案件への対応、審査期間の短縮化） | 1572 | ①求める規制・制度改革の内容<br>・我が国唯一の政府系金融機関である国際協力銀行（以下、「JBIC」という。）において、国の成長戦略や日本再生戦略等に掲げられている重点分野に係る事業であれば、事業総額10億円程度の小規模案件まで融資対象とするとともに、融資に係る審査期間を数ヶ月程度まで短縮化するような新たな制度を創設すること。<br>・当面の対策としての①に加え、今後の海外事業展開を見据えて、JBICのみならず金融機関による融資が促進されるよう債務保証制度を創設するとともに、海外事業展開を目指す企業に対する出資制度を創設すること。<br><br>②規制・制度改革による効果<br>海外展開を目指す企業等における資金調達の実現及びリスク軽減を図る。<br><br>③総合特区推進への寄与<br>水やエネルギーなどの都市環境インフラビジネスの海外展開の促進に寄与する。 | 経済産業省地域新産業戦略室 | ※運用上の課題であり、具体的な法令及び条文なし | F | ― | ― | 総合特区制度を活用し事業を推進している地方公共団体等へのヒアリングを行い、地域の資金が域内で循環し新産業が創出等されるような施策の検討を行っており、その一つとして出資等の制度創設も検討する。 | a | 了解。提案の趣旨を踏まえ、検討をお願いしたい。 | 経済産業省は、自治体からの提案である出資等の制度創設も検討するとしており、自治体も了承したことから、協議は終了とする。 | Ⅰ |

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ（H24秋協議）　　様式2

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 省庁記載欄 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ア）「国と地方の協議」終了後の進捗状況 | イ）指定自治体との協議状況 | ウ）協議の終了時期 | ※備考 |
| アジアヘッドクォーター特区 | 公開空地等における建築物整備に係る超高層ビル本体への現行建築基準法適用除外（既存遡及） | 1525 | 既存の超高層建築物に係る施工者を含めて技術的な検証を実施しているところ。 | 既存の超高層建築物に係る施工者を含めて技術的な検証を実施しているところであり、指定自治体との協議が行われるかは、当該検証の過程に依るため協議は行われていない。 | 現在、協議がされていないため、終了時期は未定。 | |
| グリーンアジア国際戦略総合特区 | 都市環境インフラビジネスの整備に向けた資金調達に係る支援措置（JBIC融資制度における小規模案件への対応、審査期間の短縮化） | 1572 | 海外事業展開を目指す企業に対する出資制度については、株式会社国際協力銀行（以下、JBIC）が既にその機能を有しており、また、これまでの「国と地方の協議」の場において、指定自治体からJBICに対し融資の相談があれば要望内容等を踏まえて個別協議を継続することが決定されていることから、「国と地方の協議」終了以降も指定自治体の必要性に応じて個別協議が継続されるものと認識。<br>他方、左記「担当省庁の見解」欄に記載されている地域の資金が域内で循環し新産業が創出等されるような施策の一つとして経済産業省として検討してきた出資等の制度創設については、平成25年3月、法改正により、「株式会社企業再生支援機構」が「株式会社地域経済活性化支援機構」に改組・拡充され、従前からの事業再生支援に加え、地域活性化事業の一環としてファンド運営業務も行えるようになったことから検討を終了。 | ・指定自治体と意見交換などを実施。<br>・左記の経緯により検討を終了したことを指定自治体も了解済み。 | 左記のとおり。 | |

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ（H24秋協議）

様式２

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 提案事項の具体的内容 | 担当省庁・担当課 | 根拠法令 | 【最終】担当省庁の見解<br>（A-1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施。B：条件を提示して実施、C：代替案の提示、D：現行法令等で対応可能、E：対応しない、F：各省が今後検討、Z：指定自治体が検討） | | | | 【最終】指定自治体の回答<br>（a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れられない　d：その他） | | 内閣府記載欄 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等　（※注：指定自治体の回答中、「対応」について…a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れられない　d：その他） | 内閣府コメント | 内閣府整理<br>Ⅰ～Ⅳ |
| 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区 | 過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和 | 385 | 過疎地有償運送の事業許可を行うにあたって、その旅客の範囲を過疎地域その他これに類する地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって自家用有償旅客運送者が作成した名簿に記載されている者及びその同伴者に限定する現行の基準を緩和すること。 | 国土交通省自動車局旅客課 | 道路運送法第4条、第78条 | F | 提案自治体との協議等を踏まえ対応 | 提案自治体との協議等を踏まえ対応 | 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する行為を、旅客自動車運送事業として事業規制を行っているのは、不特定多数の者を運送するという公共性に鑑み、旅客を安全に運送することが極めて重大な課題であること、道路運送の利用者の利益を保護すること、利用者の利便の増進を図ることをもって公共の福祉を増進することが必要であるためである。<br>従って、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合にあっては、原則、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。一方、採算性の面から旅客自動車運送事業の継続が困難となり、地域住民の生活に必要な旅客輸送が確保されない場合などに、例外的に自家用自動車による有償運送を認めるものが自家用有償旅客運送制度である。自家用有償旅客運送制度においては、実施主体は営利を目的としないものに限定するとともに、旅客の範囲や地域等についても限定しているものであり、運送形態としては、一般旅客自動車運送事業よりも無規制である自家輸送に近似していると認められることから、当該運送形態を考慮した最低限必要な輸送の安全の確保措置が講じることを求めているものである。<br>従って、自家用有償の旅客の範囲を拡大することは、自家用有償旅客運送制度の趣旨を鑑み、非常に困難である。<br>仮に不特定多数の者を運送するとした場合、バス、タクシー事業と何ら変わらない旅客範囲となるため、輸送の安全措置の強化を図ること、すなわちバス、タクシー事業に求められるものと同様な規制によるべき必要がある。<br>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業者に課せられている安全規制については、当該規制を守れば事故が絶対に防げるというものではないものの、事故を起こさないために可能な限り必要な規制を求めているものである。したがって、運行期間6か月のNPOが事故を起こしていないことをもって、輸送の安全が確保されているとは言えず、また、現状の安全措置をもってこれからの運送についてまで、輸送の安全が確保されると言えるものでもない。<br>なお、輸送の安全確保のために必要な具体的規制内容については、二種免許を保有する運転者の選任、有資格の運行管理者の選任、当該運行管理者への研修、運行管理規程の定め、初任及び65歳以上の運転者の適性診断の受診、健康診断、有資格の整備管理者の選任、当該整備管理者への研修、休憩・仮眠施設の設置、点呼時におけるアルコール検知器による確認等が必要である。<br>さらに、提案の地域である長岡市においては、乗合バス事業者の撤退はあるものの、現状、営業区域を持つタクシー事業者が多数存在し、現状の観光客等の輸送手段については、タクシーの利用をする者も考えられることから、長岡市の回答にあるタクシー事業者の撤退等を招く懸念は強い因果関係がないとすることは言えないものと考える。<br><br>以上のことから、結論として、過疎地有償旅客運送の旅客の範囲を不特定多数の者にまで拡大することを認めることは困難である。<br>一方、過疎地有償運送の旅客の範囲について、提案のうち当該地域の住民生活に必要不可欠である雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティアについては、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者として、対象旅客の範囲とすることを解釈によって認める方向で調整することは可能である。また、運送主体による乗合旅客自動車運送事業の許可取得に関しては、審査基準のうち、輸送の安全確保に関する部分の緩和は困難であるものの、その他の部分について、地域や運送主体の具体的な状況等を踏まえ、その一部を緩和できるかどうかについて検討することが可能である。 | b | 1回目の見解と比べて前向きな見解が示されたものの、当市の提案内容とは隔たりがある。<br>総合特区内では、川口地域で最大震度7を記録した平成16年新潟県中越地震によって、斜面崩壊や地すべり、道路・ライフラインの寸断、集落の孤立が生じ、山古志地域では全村避難後も住民の方々が長期にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、甚大な被害を受けた。この震災によって人口減少や高齢化はより加速し、民間路線バスの撤退が進むなど、生活サービスの継続性が低下している。一方で、住民の方々には地域社会の存続に対する強い危機感が生まれ、自分たちでふるさとを守り続けていこうという機運が高まり、各地で地域の活性化や課題の解決に向けた様々な取組が行われている。<br>本件提案は、このような状況から生まれた地域住民が主体となった地域の生活交通を守るための取組を規制の特例措置を通じて支援するものであり、当市としては何としても実現させたいと考えている。<br>以上のことから、地域活性化方針に定めた政策課題の解決を図るため、国土交通省が引き続き検討することについて、当市としては、次に掲げる条件を付して了解することとしたい。<br>なお、当市としては、総合特区内の小国地域において既にNPO法人が過疎地有償運送事業を開始し、川口地域及び山古志地域・太田地区においても、平成25年度以降順次NPO法人による過疎地有償運送事業を開始すべく準備を進めており、事業の採算性向上を図るため規制の特例措置の早期実現を望むことから、平成25年5月末日までに協議を終了し、遅くとも平成26年4月1日までに規制の特例措置を活用したいと考える。また、当市としては1回目の回答と同様に、実施にあたっては、長岡市公共交通協議会において総意を得たいと考える。加えて、総合特区内において過疎地有償運送事業を既に実施し、又は実施する予定のNPO法人は、本件提案の実現に向けた協議の進捗状況について強い関心を有していることから、今後国土交通省が検討を進めるにあたっては、その経過を当市に対して適切に情報提供するよう要望する。<br><br>（条件1：検討の方向性）<br>検討の方向性として国土交通省から2点示されたが、当市としては「過疎地有償運送の旅客の範囲を観光客等の不特定多数の者に拡大すること」に可能な限り近い内容での規制の特例措置を望むことから、次の2点から本件提案の実現に向けて前向きに検討を行うことを条件とする。<br>①道路運送法施行規則第49条第2号に規定する過疎地有償運送の旅客の範囲について、国土交通省から「当該地域の住民生活に必要不可欠である雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティア」については、解釈によって認める方向で調整することが可能である。」との見解が示されたところであるが、総合特区内における地域や運送主体の具体的な状況等を踏まえた上でこの解釈を運用すること又はこの解釈をさらに拡大することについて<br>②一般乗合旅客自動車運送事業許可審査基準の一部緩和について<br>（条件2：H24春協議結果との整合）<br>本件提案及び平成24年春の協議で実現することとなった「自家用マイクロバスの有償貸渡しの許可基準の緩和」は、いずれも生活交通サービスの継続性を確保するため、過疎地有償運送に使用する車両を多目的に利用し多様な収益を得ることで生活交通事業の採算性の向上を図るものである。<br>このことから、本件提案の実現によって旅客運送の用に供する車両を有償貸渡しの用に供することができなくなることのないように検討を行うことを条件とする。 | 自治体提案の「過疎地有償運送における旅客範囲の拡大」の実現に向けて、国土交通省から代替案として「一般乗合旅客自動車運送事業における許可審査基準の一部緩和」が示されている。国土交通省は、提案の実現に向けて、自治体提案の「過疎地有償運送における旅客範囲の拡大」を基本としつつ、「一般乗合旅客自動車運送事業における審査基準の一部緩和」についても、引き続き協議を行っていくこと。<br><br>「過疎地有償運送における旅客範囲の拡大について」<br>国土交通省は、引き続き旅客範囲の拡大に向けて検討を進めるとともに、自治体は国土交通省の求めに応じて、必要な資料提供等に努めること。<br><br>「一般乗合旅客自動車運送事業許可審査基準の一部緩和について」<br>国土交通省は、引き続き地方支分部局と連携し、審査基準の緩和に向けた検討を進めること。<br><br>また、国土交通省は、平成24年度の春協議における自治体提案である「自家用マイクロバスの有償貸渡しの許可基準の緩和」について、秋協議の結果への適用についても合わせて検討すること。 | Ⅱ |

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ（H24秋協議）　　様式2

| 総合特区名 | 提案事項名 | 整理番号 | 省庁記載欄 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ア）「国と地方の協議」終了後の進捗状況 | イ）指定自治体との協議状況 | ウ）協議の終了時期 | ※備考 |
| 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区 | 過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和 | 385 | 自家用有償旅客運送については、その事務・権限の市町村等への移譲に係る具体的方策について、地方分権改革有識者会議　地域交通部会において、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等のご意見も伺いながら検討が進められ、報告書においては、事務・権限の移譲に際して、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から必要な措置を検討することが盛り込まれた。<br>　国土交通省としては、運送の種別ごとに限定されていた旅客の範囲の拡大を含め、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討することとしている。<br>　なお、「自家用マイクロバスの有償貸渡しの許可基準の緩和」については、自家用有償旅客運送により運営される場合であれば、「過疎地有償運送者による自家用マイクロバスの有償貸渡しの取扱いについて」（平成25年3月21日付国自旅599号）により対応可能である。 | 　左記の通り、旅客の範囲の拡大を含め、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討することとしており、検討結果については、適宜情報提供を行うこととする。 | 報告書の内容を踏まえた検討状況によるため未定 | |